

第2次あさひかわ男女共同参画基本計画 基本方針

令和2年6月
旭川市

全体としての考え方

条例に基づく基本理念は現計画を踏襲し、計画の目標や施策の方向性等については、本市における男女共同参画の取組、国・道の考え方や社会情勢の変化、市民意識調査の結果を踏まえ、再検討を行う。

次期計画において取り組むべき事項及び基本的な視点

【現計画の年次報告による課題など】

○男女共同参画に関するさらなる啓発と周知

・より多くの市民が男女共同参画の理解を深めるための
機会の充実

・男女平等の視点に立った教育や学習の推進

○女性の安全と健康

・相談窓口の専門性及び相談技術の向上や、関係機関
との緊密な連携によるDV被害者支援体制の強化と未然
防止

・妊娠・出産期における女性の不安解消に向けた相談機
会の充実

○方針決定の場への女性参画

・政策・方針決定の場への女性登用の働きかけや、女性
管理職の育成、係長職や課長補佐職への計画的な登用

○就労の場での男女平等

・性別に関わらず、正当な待遇を確保することや、個人の
能力や希望に応じた多様な働き方ができるような支援

○家庭生活と他の活動との両立～ワークライフバランス

・女性の社会参画と男性の家庭参画の両方を進めるた
めの、働き方改革や子育て・介護支援体制の充実、経済
的・社会的自立の支援

・女性に比べ圧倒的に低い男性の育児休業制度の取得
促進

・仕事と生活を両立し、女性も管理職を担うことができる
就労環境の整備

○地域における男女平等

・家庭や地域における男女共同参画の重要性につい
ての啓発

・女性の社会参画につながる自主的活動やネットワー
ク構築の支援

【国・道の考え方や社会情勢の変化】

○あらゆる分野における女性の活躍

○安全・安心な暮らしの実現

○男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

○推進体制の整備・強化

○都市機能の担い手不足の進行

○持続可能な社会の実現に向けた取組の推進

【市民意識調査の結果】

○根強い固定的役割分担意識の解消

○職場や家庭生活における理想と現実の乖離に対
する対応

○結婚や職業選択における考え方の変化への対応

○女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化

○男女の平等と相互の理解や協力についての学習
機会の充実

○次期計画の名称

「第2次あさひかわ男女共同参画基本計画」とする。

○計画期間

10年間とする。

○基本理念

旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例に基づき、7項目を計画の基本理念とする。

○計画の体系（「目標」、「基本的方向」、「施策の方向性」について）

3つの「目標」を4つの「基本目標」に変更。「基本目標」の再設定に伴い、「基本的方向」、「施策の方向性」についても整理・統合、追加を行う。

○「数値目標」

現計画で設定している「数値目標」については、計画の進捗管理において、成果を図るための指標であることを明確にするため、「評価指標」に名称を変更。

「目標」の考え方

3つの「目標」→4つの「基本目標」に変更

「目標」と「基本目標」で、計画内での位置付けや意味合いに変更はないが、「数値目標」などの言葉と区別するため、名称を変更する。

現計画(目標)		見直しのポイント	次期計画(基本目標)	
1	男女共同参画の意識づくりと人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・根強い固定的役割分担意識の解消を図るため、広く各分野での男女共同参画社会意識を高めていく必要がある。 ・男女共同参画社会の実現に向けた最も基礎となる意識変革を強調するため、DV等の防止に係る人権の尊重については、「生涯を通じた男女の健康支援」に関連する基本目標へ統合する。 	1	男女共同参画社会の実現に向けた意識変革の促進
2	あらゆる分野における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応等、女性の意思決定者不足により、性別によるニーズの違いや、多様な意見の反映がなされていないことによる損失が表面化しており、あらゆる分野において、多様な力を活かすことができるよう、引き続き、取組が必要である。 ・少子高齢化による人手不足が進行し、職場における女性活躍の重要性・必要性が増してきており、目標2から切り出し新たな基本目標を創設する。 	2	あらゆる分野における男女共同参画の促進
		<ul style="list-style-type: none"> ・職場における女性活躍の推進と、その表裏一体となる全ての人のワークライフバランスの実現に着目した、新たな基本目標を創設する。 	3	誰もが働きやすい環境づくり
3	生涯を通じた男女の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・DV等の防止に係る人権の尊重について統合する。 ・性の多様性について追加する。 	4	誰もが安心して暮らせる社会の形成

「基本的方向」及び「施策の方向性」の考え方1

現計画の目標1～3に設定している9つの基本的方向，20の施策の方向性について，次期計画の4つの基本目標とその見直しのポイントを踏まえて，整理・統合，追加を行う。

現計画の基本的方向等	見直しのポイント	次期計画の基本的方向等
<p>1 男女共同参画の啓発 (1) 男女共同参画の広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画の推進に関する調査研究・情報の収集・提供 (3) 女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)の「広報・啓発活動」及び(2)の「調査研究・情報の収集・提供」については，全ての基本的方向の中で，具体的な取組として実施されるものであることから，それぞれの基本的方向の中で再構成する。 ・(3)は，人権に関連する基本的方向に移行 	
<p>2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進 (1) 男女平等の視点に立った学校教育の推進 (2) 男女平等の視点に立った生涯教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の相互理解と協力についての要素を追加 ・多様な進路・職業の選択についての要素を追加 	<p>1 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 ① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 ② 性別にとらわれない職業意識の醸成，意識啓発の実施 ③ 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進</p>
<p>3 男女の人権尊重と平等意識の浸透 (1) 女性に対する暴力根絶についての認識の浸透 (2) 配偶者等からの暴力被害者の支援 (3) メディア等における男女の人権への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携」を追加(現計画の基本的方向1からの移行) ・(1)と(2)を一つに統合 ・(3)はメディアリテラシーの向上について，教育・学習に関連する基本的方向の中で再構成する。 ・性の多様性についての要素を追加 	<p>6 男女の人権の尊重 ① DV等の防止のための啓発と被害者の支援 ② 女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携 ③ 性別による人権侵害防止等に関する啓発</p>
<p>4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (1) 市の附属機関等への女性の参画と促進 (2) 市の女性職員の登用の促進と職員研修の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所内に限定せず，広く，政策・方針決定過程の場に参画するための環境整備等についての要素を追加 	<p>2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ① 女性の登用の推進 ② 女性の能力や感性を活かすための環境整備</p>

「基本的方向」及び「施策の方向性」の考え方2

現計画の基本的方向等		見直しのポイント	次期計画の基本的方向等	
5	男女の家庭生活と他の活動との両立支援 (1) 子育て支援体制の充実 (2) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備	・「介護の場面における固定的役割分担意識の解消」の要素を追加する。(現計画の基本的方向7からの移行) ・ワークライフバランスの推進や、就労の場における男女共同参画の促進によって、ひとり親家庭の生活の安定や、自立が図られることから、(2)に関連する基本的方向等の中で再構成する。	5	ワークライフバランスの推進 ① 男女が仕事と家庭生活を両立できる働き方改革 ② 子育て・介護の支援体制の充実と固定的役割分担意識の解消
6	就労等の場における男女共同参画の促進 (1) 就労の場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保 (2) 農業・商工自営業等従事者の労働環境の整備 (3) 就労機会等の拡大	(3)については、ア「女性の就労や再就職支援」、イ「女性による新規創業の促進」、ウ「テレワーク等ICT機器を利用した働き方改革」の3つの要素に分け、アとウについては関連する基本的方向の中で再構成し、イについては、女性の起業家の支援等に特化した施策の方向性として整理する。	4	男女の多様な働き方の促進 ① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 ② 農業・商工自営業等従事者の労働環境の整備 ③ 女性起業家の支援等さらなる女性活躍の促進
7	家庭や地域における男女共同参画の促進 (1) 家庭や地域における活動等の促進 (2) 介護の場面における固定的役割分担意識の解消	・(2)は男女の家庭生活と他の活動との両立支援に関連する基本的方向に移行 ・男女共同参画の促進について、家庭や地域といった場面に限らず、防災等まちづくり全体に係る市民参加に拡張	3	男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進 ① 地域活動における男女共同参画の促進 ② 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進 ③ 男女共同参画を推進する市民団体等への情報提供及び活動への支援
8	男女の健康の保持・増進 (1) 性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発と健康管理の推進 (2) 保健・医療体制の充実	・現計画「女性の健康づくりの推進」と統合する ・(1)は「性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発」と、「健康管理の推進」の要素に分け、後者は(2)の中で再構成する。 ・「妊娠・出産期における女性の健康支援」の要素は(2)と統合	7	生涯を通じた健康の保持・増進 ① 保健・医療体制の充実とライフステージに応じた健康推進 ② 性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発
9	女性の健康づくりの推進 (1) 妊娠・出産期における女性の健康支援	・8に統合		

次期計画の体系

男女共同参画社会の実現

【基本目標】

【基本的方向】

【施策の方向性】

基本目標 1

男女共同参画社会の実現に向けた意識変革の促進

1 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- ① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- ② 性別にとらわれない職業意識の醸成、意識啓発の実施 **女活**
- ③ 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

基本目標 2

あらゆる分野における男女共同参画の促進

2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ① 女性の登用の促進 **女活**
- ② 女性の能力や感性を活かすための環境整備 **女活**

3 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

- ① 地域活動における男女共同参画の促進
- ② 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進
- ③ 男女共同参画を推進する市民団体等への情報提供及び活動への支援

基本目標 3

誰もが働きやすい環境づくり

4 男女の多様な働き方の促進

- ① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 **女活**
- ② 農業・商工自営業等従事者の労働環境の整備 **女活**
- ③ 女性起業家の支援等さらなる女性活躍の促進 **女活**

5 ワークライフバランスの推進

- ① 男女が仕事と家庭生活を両立できる働き方改革 **女活**
- ② 子育て・介護の支援体制の充実と固定的役割分担意識の解消 **女活**

基本目標 4

誰もが安心して暮らせる社会の形成

6 男女の人権の尊重

- ① DV等の防止のための啓発と被害者の支援
- ② 女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携
- ③ 性別による人権侵害防止等に関する啓発

7 生涯を通じた健康の保持・増進

- ① 保健・医療体制の充実とライフステージに応じた健康推進
- ② 性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発

※ **女活** = 女性活躍推進計画